

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合  
衛生管理センター運転管理業務委託  
公募型プロポーザル実施要項

令和5年8月

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合

環境施設課

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合  
衛生管理センター運転管理業務委託 公募型プロポーザル実施要項

目 次

---

|    |          |   |
|----|----------|---|
| 1  | 定義       | 1 |
| 2  | 目的       | 1 |
| 3  | 委託業務の概要  | 1 |
| 4  | 参加資格要件   | 1 |
| 5  | 参加資格の喪失等 | 2 |
| 6  | 審査委員会の設置 | 2 |
| 7  | 事務局      | 2 |
| 8  | 実施スケジュール | 3 |
| 9  | 参加手続     | 3 |
| 10 | 提出書類     | 6 |
| 11 | 受託候補者の決定 | 8 |
| 12 | 審査結果     | 8 |
| 13 | 審査結果の公表  | 8 |
| 14 | 契約に関する事項 | 8 |
| 15 | 留意事項     | 9 |

## 1 定義

本実施要項は、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）が管理する衛生管理センター（以下「施設」という。）について、運転管理業務（以下、「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものとする。

参加者は、実施要項の内容を踏まえ、審査に必要な提案書類を提出すること。

また、本書に併せて公表する仕様書、評価基準、様式集も一体の資料とし、これらの全資料を含めて「実施要項等」と定義する。

## 2 目的

本業務は、新たに汚泥再生処理センターとして令和6年3月に竣工（見込み）する施設について、円滑な運転と十分な施設性能の発揮を図るため、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや実績を踏まえた提案により、施設の性能確保、安定処理、効率的かつ衛生的な運転が行われ、かつ、運転コストの削減が図られることを目的とする。

## 3 委託業務の概要

- (1) 業務名 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター運転管理業務
- (2) 業務内容 別紙「運転管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 施設管理者 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 理事長 榎本義法
- (4) 委託業務場所 群馬県富岡市田篠 地内
- (5) 業務準備期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (6) 業務実施期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間
- (7) 提案限度額 194,400,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※1 施設の建設を行っているプラントメーカーから機器等の操作説明を受けるための業務準備期間を設ける。なお、業務準備期間に発生する費用は受託者負担とする。

※2 対象施設は現在建設中であることから、工事の進捗状況に応じて業務準備期間及び業務実施期間が変更となる場合がある。この場合、受託候補者と契約交渉を行う際に、双方で協議するものとする。

## 4 参加資格要件

参加資格を有する者は、提出時において次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 組合の構成市町村のうち富岡市及び甘楽町（以下「構成市町」という。）が発注する業務委託契約に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく構成市町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本業務の資格審査申請書の受付開始日から受託候補者の決定日までの間のいずれの日においても構成市町が発注する業務委託契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 本業務の資格審査申請書の受付開始日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基

- づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年以内において汚泥再生処理センター又はし尿処理施設について、継続して3年以上の運転管理の実績を有していること。
- (9) 総括責任者及び副責任者は、(財)日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理技術管理者講習において、「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」の認定を受け、かつ、総括責任者は5年以上、副責任者は3年以上の汚泥再生処理センター又はし尿処理施設の運転実務経験を有する者とする。

## 5 参加資格の喪失等

応募者は、次のいずれかに該当する場合に参加資格を喪失する。この場合、組合は参加資格を喪失した応募者が手続き等に要した一切の費用を負担しない。

- ① 参加資格確認書及び提案書類等その他一切の書類に不備又は虚偽の記載をした場合
- ② 参加資格確認書の提出日から受託候補者決定までの間に、「4 参加資格要件」に掲げる資格を欠くこととなった場合

## 6 審査委員会の設置

本業務の受託候補者を公正かつ適正に選定するため、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター運転管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

## 7 事務局

公募及び選定に係る事務局は、次のとおりである。

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 担 当 課 | : 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 環境施設課（衛生管理センター） |
| 所 在 地 | : 〒370-2314 群馬県富岡市田篠1297番地1        |
| 電 話   | : 0274-64-1241                     |
| 電子メール | : jimukyoku@tk-eisei.jp            |

## 8 実施スケジュール

| 項目                       | 日程                                 |
|--------------------------|------------------------------------|
| 公募型プロポーザルの開始・実施要項等の公表    | 令和5年 8月10日(木)                      |
| 実施要項等に関する質問の受付期間(第1回)    | 令和5年 8月14日(月)から<br>令和5年 8月18日(金)まで |
| 実施要項等に関する質問への回答(第1回)     | 令和5年 9月 1日(金)                      |
| 参加資格確認申請書の提出期間           | 令和5年 9月 1日(金)から<br>令和5年 9月 6日(水)まで |
| 参加資格審査結果の通知              | 令和5年 9月15日(金)                      |
| 現地説明会及び参考資料の閲覧           | 令和5年 9月25日(月)から<br>令和5年 9月27日(水)まで |
| 仕様書等に関する質問の受付期間(第2回)     | 令和5年 9月28日(木)から<br>令和5年10月 4日(水)まで |
| 仕様書等に関する質問への回答(第2回)      | 令和5年10月18日(水)                      |
| 提案書等の提出期間                | 令和5年11月13日(月)から<br>令和5年11月15日(水)まで |
| 提案書等の審査(プレゼンテーションの実施を含む) | 令和5年11月下旬                          |
| 受託候補者の決定及び公表             | 令和5年12月上旬                          |
| 委託契約締結                   | 令和6年 1月中旬                          |

※事務取扱時間：土、日、祝日を除く9：00～17：00（12：00～13：00を除く）  
スケジュールは、応募書類提出の状況、審査の進捗状況等により変更する可能性あり。

## 9 参加手続

### (1) 実施要項等の配布

#### ①配布期間

令和5年8月10日(木)～令和5年9月6日(水)

#### ②配布方法

組合ホームページ (<http://www.tomiokakanra-kouiki.jp>) に掲載するほか、事務局窓口において配布する。

#### ③配付資料

実施要項、仕様書、評価基準、様式集

### (2) 実施要項等に関する質問の受付及び回答

#### ①実施要項等に関する質問

所定の質問票(様式第1号)によるものとし、電子メールにより事務局に提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

#### ②提出期間

令和5年8月14日(月)～令和5年8月18日(金)

#### ③回答方法

令和5年9月1日(金)17時までに組合ホームページにおいて公表する。

ただし、第1回については、仕様書に関する内容は除く。また、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは、質問者に対してのみ回答する。なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他の参加資格確認書提出者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期間外の質問等は、公平性の確保

及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

(3) 参加資格確認申請書等の提出

①提出書類

「10 提出書類」に示すとおり

②提出期間

令和5年9月1日（金）～令和5年9月6日（水）

③提出場所

事務局窓口

④提出方法

持参又は郵送 ※令和5年9月6日（水）必着

持参以外の方法で提出した場合は、送付後、電話により受領確認を行うこと。

⑤資格審査結果

参加資格確認申請書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。この際、提案書に係る「提案者番号」を併せて通知する。なお、参加資格要件を有することを認められなかった者は、その理由について、参加資格審査結果の通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）により、組合に対して説明を求めることができる。

(4) 現地説明会及び参考資料の閲覧

①現地説明会及び参考資料閲覧期間

令和5年9月25日（月）～令和5年9月27日（水）

②現地説明会等について

参加者は、本施設の現地説明会に参加することができる。また、現地説明会時において、以下の資料の閲覧を認めるものとする。なお、現地説明会の申込みについては、参加資格確認申請書提出時に行い、申込みを行った者に限り、「現地説明会の案内」を送付する。

ア 日別搬入実績（過去3ヵ年）

イ 富岡市甘楽町地域循環型社会形成推進地域計画

ウ 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合（仮称）汚泥再生処理センター外観図

③現地説明会の日程

令和5年9月25日（月）～令和5年9月27日（水）までの期間において、申込希望日を参考に調整し指定する。

④現地説明会の参加人数

現地説明会は、参加資格者ごとに行い、参加人数は5名までとする。なお、参加者の所属企業が確認できる身分証明書を参加者各自が持参すること。

⑤現地説明会及び閲覧にあたっての留意事項

閲覧に供する資料のコピーや貸出しは行わない。また、現地説明会及び閲覧にあたっては、カメラ・ビデオなどの記録媒体は使用してはならない。

(5) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

①仕様書等に関する質問

現地説明会及び閲覧に供した参考資料を踏まえ、仕様書に関する内容を含めた実施要項等についての質問は、所定の質問票（様式第1号）によるものとし、電子メールによ

り事務局に提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

②提出期間

令和5年9月28日（木）～令和5年10月4日（水）

③回答方法

令和5年10月18日（水）17時までに組合ホームページにおいて公表する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは、質問者に対してのみ回答する。なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他の参加申込書提出者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期間外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

(6) 提案書等の提出

①提出書類

「10 提出書類」に示すとおり。

②提出期間

令和5年11月13日（月）～令和5年11月15日（水）

③提出場所

事務局窓口

④提出方法

持参又は郵送 ※令和5年11月15日（水）必着

持参以外の方法で提出した場合は、送付後、電話により受領確認を行うこと。

⑤提案書提出の辞退

参加資格者は、提案書の受付締切日まで随時提出を辞退することができる。提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届」（様式第10号）を組合に郵送又は持参すること。

⑥提案書の無効について

次のいずれかに該当する場合、提案書は無効とする。

ア 提案書が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為による応募をしたとき。

ウ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

エ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

オ 著しく信義に反する行為をした場合

カ 価格提案書に記載された金額、名称等又は印影が認知し難いとき。

キ 価格提案書に記載された金額が「3 委託業務の概要」に示す提案限度額を超過したものの

ク 「5 参加資格の喪失等」に示す事項の該当したとき。

ケ 現地説明会又はプレゼンテーション等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

コ その他組合が定める募集条件に違反したとき。

⑦提案書提出にあたっての留意事項

ア 提案書に参加資格者を直接的に特定できる記述を行わないこと。

イ 参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に提出手続を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該参加資格者を提出手続に参加さ

せず、提出手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他組合が必要と認めたときは、提出手続を延期又は中止し、若しくは取り消すことがある。

⑧提案書の修正等の禁止

提案書提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(7) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①実施日時及び場所

日時：令和5年11月下旬

場所：富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター 管理棟会議室

②その他

ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

イ 時間等の詳細については、後日、別途通知する。

ウ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン、プロジェクター及びスクリーン等の機器は各参加資格者で用意する。

10 提出書類

(1) 参加資格確認申請書等の提出書類

参加資格確認申請を行う際は、以下の書類をまとめて提出すること。

| 提出書類   | 部数                                   | 様式    |
|--|--------------------------------------|-------|
| 参加資格確認申請書  | 正本1部、副本2部<br>(正本に押印し、副本の鑑は正本のコピーとする) | 様式第2号 |
| 会社概要   |                                      | 様式第3号 |
| 登記簿謄本  |                                      |       |
| 納税証明書(直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに群馬県の県税及び組合構成市町村の法人住民税納税義務者にあつては当該納税証明書) |                                      |       |
| 運転管理実績調書   |                                      | 様式第4号 |
| 総括責任者及び副責任者の配置予定者業務経歴書   |                                      | 様式第5号 |
| 現地説明会申込書   |                                      | 様式第6号 |



(2) 提案書等の提出書類

提案書等の提出の際は、以下の書類を提出すること。

| 提出書類    | 部数              | 様式      |
|---------|-----------------|---------|
| 提案書類提出書 | 正本 1 部          | 様式第 7 号 |
| 提案書     | 7 部             | 様式第 8 号 |
| 添付書類    | (正本 1 部、副本 6 部) |         |
| 価格提案書   | 正本 1 部          | 様式第 9 号 |

①提案書

提案書については、次の項目について記載すること。

| 記載項目         |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 実施方針、体制等 | ①業務の実施方針          |
|              | ②組織体制及び人員配置計画     |
|              | ③維持管理実績           |
| (2) 運転管理     | ①運転操作監視業務         |
|              | ②水質、汚泥管理業務        |
|              | ③物品等管理業務          |
| (3) 保守管理     | ①保守点検業務           |
|              | ②施設管理業務           |
|              | ③補修修繕業務           |
| (4) 緊急時対応    | ①災害時、緊急時等への対策及び対応 |
|              | ②機器等の故障対応         |
|              | ③事故発生時の想定訓練等      |
| (5) その他      | ①地域への精通性、地域貢献     |
|              | ②費用平準化、コスト縮減      |
|              | ③バックアップ体制         |

②価格提案書

ア 消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

イ 価格提案書は封筒に封緘を行い、提出すること。

(3) 応募辞退時の提出書類

応募辞退の際は、以下の書類を提出すること。

| 提出書類 | 部数     | 様式       |
|------|--------|----------|
| 辞退届  | 正本 1 部 | 様式第 10 号 |

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出された全ての書類は返却しない。
- ② 組合から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

## 1 1 受託候補者の決定

### (1) 審査方法

審査は、審査委員会が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

### (2) 評価項目及び評価内容

別表「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター運転管理業務委託プロポーザル評価基準」のとおりとする。

### (3) 受託候補者の決定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として決定する。ただし、受託候補者は予め定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加資格者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として決定する。なお、評価点が高同点の場合は価格提案書の金額が低い者を受託候補者とする。

## 1 2 審査結果

(1) 審査結果は、参加資格者の全てに文書で通知するものとする。

### (2) 提案審査結果の説明請求

提案審査の結果、受託候補者とならなかった参加資格者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

#### ① 説明請求の期日等

審査結果の説明を求める場合には、郵送で書面（書式は自由）を提出すること。

受付期間：組合が通知した日の翌日から起算して7日以内

※期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

#### ② 請求に対する回答

説明を求めた参加資格者に対する回答は、速やかに書面で回答する。

## 1 3 審査結果の公表

審査結果は、組合ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

② 全参加資格者の名称

③ 全参加資格者の点数（評価点順）

## 1 4 契約に関する事項

受託候補者は、以下の手順に基づき本業務の契約に向けた協議を組合と行うこと。なお、受託候補者との協議が不調に終わったときは、評価点の高い者から順に契約協議を行う。

### (1) 本業務の委託契約の協議

組合と受託候補者は、本業務の委託契約の締結のために協議を実施する。なお、協議は、契約書案における詳細の協議を行うものであり、実施要項等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

(2) 見積合わせ

組合と受託候補者は、契約詳細の協議後、見積合わせを実施する。

(3) 契約の締結

組合と受託候補者は、本業務の委託契約を締結する。

## 15 留意事項

(1) 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

(3) 複数の提案はできない。

(4) 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、本組合が受託候補者の決定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合情報公開条例（平成24年富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合条例第7号）に基づき公開する場合がある。

(5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

(6) 本業務の一括再委託は禁止とする。本業務の一部を再委託する場合は、予め提案書で再委託する内容を明らかにすること。